

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〇救急病院の認定	一	〇大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	四
〇土地改良区の役員の就任届	一	〇開発行為に関する工事の完了	四
〇右同	二	〇監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告	五
〇土地改良事業計画の適否決定	三	〇右同	七
〇都市計画の変更に係る図書の写真の縦覧	三	〇右同	八
〇右同	三	〇理容師試験及び美容師試験の実施	九
〇特定非営利活動法人の設立の認証	三		

告示

奈良県告示第八十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

名称	所在地	認定が効力を有する期限
----	-----	-------------

医療法人友絃会奈良友絃会病院	北葛城郡上牧町服部台五丁目二番一号	平成十九年四月三十日
----------------	-------------------	------------

奈良県告示第八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 西岡 正信	大和郡山市筒井町一五九五
〃 竹本 脩	〃 一三七九
〃 米沢 武寿	〃 一五六〇
〃 佐藤 政治	〃 一五四三
〃 米田 行雄	〃 一五六五
〃 橋本 正美	〃 一六一七
〃 西本 直一	〃 一六〇〇
〃 橋本 周司	〃 一六〇九
〃 松田 誉	〃 一三九二
〃 石田 清	〃 一六三二
〃 井本 洋典	〃 一四四七
〃 藤田 正一	〃 一五八〇
〃 森 勝昭	〃 一六〇三
〃 杉岡 正司	〃 一四一一
二 就任役員の役名、氏名及び住所	
理事 西岡 正信	大和郡山市筒井町一五九五
〃 寺西 忠	〃 一六五六
〃 松田 悦治	〃 一三九五

〃	石田 克正	〃	一六二七
〃	奥山 正春	〃	一六八一三
〃	出口 勝	〃	一二九五
〃	灰藤 茂夫	〃	一五八八
〃	灰藤 好明	〃	五九五二
〃	藤田 正一	〃	一五八〇
〃	中川 光義	〃	一五六九
〃	井本 洋典	〃	一四四七
〃	西本 弘之	〃	一六〇〇
〃	亥口 勝彦	〃	一四一二
〃	松田 誉	〃	一三九二

奈良県告示第九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、椎木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

〃	奥田 清	大和郡山市椎木町六八
〃	大倉 信雄	〃
〃	山本 幸勇	〃
〃	清水 清次	〃
〃	大橋 正昭	〃
〃	山本 雅一	〃
〃	西川 逸人	〃
〃	吉田 久克	〃
〃	米田 文美	〃
〃	大倉 信雄	大和郡山市椎木町四四二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

〃	山本 幸勇	〃	七五
〃	清水 清次	〃	四七二
〃	大橋 正昭	〃	四三五
〃	山本 雅一	〃	七二
〃	奥田 叔宏	〃	七一
〃	杉阪 博治	〃	四七一
〃	吉田 久克	〃	四五六
〃	米田 文美	〃	五六

奈良県告示第九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、和爾土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

〃	清岡 庄三	天理市和爾町一一六九
〃	西岡 利行	〃
〃	後藤 求	〃
〃	奥谷 道夫	〃
〃	古川 雅洋	〃
〃	木村 幸宏	〃
〃	山田 政幸	〃
〃	三角 和敏	〃
〃	新田 幸男	〃
〃	福谷 秀和	〃
〃	清岡 庄三	天理市和爾町一一六九
〃	西岡 利行	〃
〃	後藤 求	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

〃	奥谷 道夫	〃	一一八八一―二二
〃	古川 雅洋	〃	一二四一―二二
〃	木村 幸宏	〃	一一〇三
〃	山田 政幸	〃	三六六
〃	監事 三角 和敏	〃	一一六〇
〃	新田 幸男	〃	一〇九八一―
〃	福谷 秀和	〃	一二〇七

奈良県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年四月二十七日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

協議者	五條市長 榎 信晴	事業計画	基盤整備促進事業 中町地区	縦覧期間及び場所	平成十六年五月十二日から同月三十一日まで 五條市役所
-----	--------------	------	------------------	----------	-------------------------------

奈良県告示第九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

奈良県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、天理市から大和都市計画火葬場の変更（天理市決定）に係る図書の写しの送付があったので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年四月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人プチャライフ
- 三 代表者の氏名
南川 スミエ
- 四 主たる事務所の所在地
北葛城郡王寺町藤井二丁目一番七の四一三三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者・子どもとその家族など日常生活で困難を抱える住民に対して、地域住民による地域活動を通して、予防介護・居宅介護・訪問・相談・いこいの場の提供などの事業を行い、安心して暮らせるまちづくりと地域福祉の増進に

寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年五月十一日から同年九月十三日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するように提出してください。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称）株式会社万代学園前店

所在地 奈良市鶴舞東町六八四の二他

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

（変更前）ロイヤルホームセンター学園前

（変更後）（仮称）株式会社万代学園前店

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名称 ロイヤルホームセンター株式会社

代表者 西尾 正憲

住所 大阪府北区梅田三丁目三番五号

（変更後）

名称 株式会社万代

代表者 加藤 徹

住所 大阪府生野区小路東三丁目一〇番一三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十五分から午後八時十五分まで

（変更後）午前六時四十五分から午前零時十五分まで

三 届出年月日

平成十六年四月十三日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

五 縦覧期間

平成十六年五月十一日から同年九月十三日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年五月十一日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年二月四日第七二一〇〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十六日第六〇一五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年四月二十六日第三八四三号

三 開発区域に含まれる地域

天理市樺本町二七六七番地ノ四、二七六七番地ノ五、二七六七番地ノ六、二七七五番地ノ四の一部、二七七五番地ノ五の一部、二七七五番地ノ六、二七八二番地ノ五の一部及び二七八二番地ノ一六の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田町一三二番地ノ二

株式会社ホームトゥエンティワン 代表取締役 吉川徳彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市樺本町二七六七番地ノ四、二七六七番地ノ五、二七六七番地ノ六、二七七五番地ノ四の一部、二七七五番地ノ五の一部、二七七五番地ノ六の一部、二七七八番地ノ五の一部及び二七八二番地ノ一六の一部
水路 天理市樺本町二七六七番地ノ五

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。
平成16年5月11日

奈良県監査委員 大 倉 潔
奈良県監査委員 中 嶋 實 男
奈良県監査委員 浅 川 清 仁
奈良県監査委員 飯 田 正

林政課

監査の結果

林業改善資金貸付金元金収入の未収金について

（注意事項）

林業改善資金貸付金（林業生産高度化資金・林業労働福祉施設資金）について、未収金が認められた。未収金の解消に努めるべきである

措置の内容

貸付金を延滞している債務者または債務者の連帯保証人に対し、返済計画書の提出を求め、その返済計画に基づき未収金を返済してもらうよう措置を講じた。

今後とも未収金の回収に努める。

措置結果通知日 平成16年1月26日

吉野保健所

監査の結果

通勤手当の認定について

（注意事項）
自動車で通勤する職員の通勤手当について、通勤距離の認定を誤ったため、2件の過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

2件とも通勤手当の認定替え（通勤距離の訂正）を行うとともに、平成15年度の過払額については、平成15年12月分給与で調整するとともに、過年度分の過払いについては、2月13日に全額返納した。

今後、通勤手当の認定事務については、規則を遵守し適正な処理に努める。

措置結果通知日 平成16年2月16日

農業経営課

監査の結果

農業改良資金貸付金の未収金について

（事実認定）

農業改良資金貸付金（青年農業者等育成確保資金・生産方式改善資金貸付金元利収入）について、未収金が認められた。

（指摘事項）

未収金の解消に努めるべきである。

措置の内容

未収金の回収にあたっては、農林振興事務所及び農協と連携をとりながら、個別に重点的な技術・経営指導を行い農業経営の改善を図るとともに、借受者及び必要に応じて保証人に対して個別面談を行い、現在の経営状況や償還能力等に応じて償還計画等の提出により償還を確約させ、また、定期的に電話による督促を行っているが、

これらにより、不定期であるが随時滞納額の一部が償還されている状況であるが、

更に、未収金の早期回収に努める。

措置結果通知日 平成16年2月20日

健康増進課

監査の結果

<p>未熟児養育医療費負担金の未収金について (注意事項) 未熟児養育医療費負担金の未収金について、一部不適切な処理が認められた。 適切な債権管理を行うとともに、早期回収に努めるべきである。</p> <p>措置の内容 未熟児養育医療費負担金については、未熟児養育医療給付申請時に自己負担制度の説明を徹底することにより未収金の発生を予防するとともに、納期限までに納入されなかったものについては、文書による督促、催告及び電話等による納入指導を実施することにより早期回収を図ってきたところである。</p> <p>平成15年度から新たに訪問徴収の実施及び住所不明者に対する住民票調査の実施に取り組んでいるところであり、今後ともこれらの対策を強化することにより、未収金の早期回収を図ることとする。</p> <p>措置結果通知日 平成16年3月4日</p> <p>障害福祉課 監査の結果 心身障害者扶養共済制度掛金収入について (事実認定) 心身障害者扶養共済制度掛金収入にかかる未収金が認められた。 (指摘事項) 未収金については、その解消に努めるべきである。</p> <p>措置の内容 従前から掛金の滞納者に対しては、関係機関の協力のもと調査と催促、督促状の送付を行ってきたところであるが、今年度については、更に、関係機関と連携を取りながら、滞納者の実態把握に努めた。</p> <p>具体的には、現年度滞納者26名及び過年度からの滞納者15名に文書(1人につき1~2回)及び電話(1人につき1~7回)による督促を行った。</p> <p>この結果、現年度滞納者については、滞納金を全て納金してもらうことができた。過年度からの滞納者15名については、11名が滞納金の納金(一部納金)、1名が脱退、3名についても滞納金納金の意思を確認することができた。</p>	<p>なお、滞納金納金の意思を確認した3名のうち、滞納金が多額に及ぶ者2名については、加入者の希望する日時・場所で、福祉事務所、役場を交えて話し合いの場をもつことにより、滞納金支払い意思の確認を行った。また、残りの1名については、福祉事務所の職員がその加入者宅に訪問し、滞納金支払い意思の確認を行った。(一部納入済み)</p> <p>今後、一部納金のあった滞納者及び滞納金納金の意思確認を行った滞納者について、全ての滞納金を納金してもらえよう努めていく予定である。</p> <p>措置結果通知日 平成16年3月10日</p> <p>県立医科大学 監査の結果 職員手当(通勤・住居)の認定誤りについて (注意事項) 職員手当(通勤・住居)の認定において、一部不適切な処理が認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に充分留意すべきである。</p> <p>措置の内容 職員手当(通勤・住居)の認定誤りについては、実態を調査の上、再認定及び認定取消を行った。過払いに係る2件分については、平成14年11月21日までに全額返納処理をした。残る1件は、返納額が大きいため分割返納とし、平成15年12月16日をもって全額返納処理した。</p> <p>今後は再発防止をするために、詳細地図等による通勤経路や事実関係をより正確に把握し、適正な処理を行うよう努める。</p> <p>措置結果通知日 平成16年3月11日</p> <p>精神保健福祉センター 監査の結果 扶養手当の認定について (注意事項) 扶養手当について、支給要件の認定を誤ったため、過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p>
---	--

措置の内容

本年度過払い分については、平成16年1月27日に返納するとともに、過年度分については、平成16年2月13日に全額返納した。

今後は、このようなことの無いよう適正な認定について一層努める。

措置結果通知日 平成16年3月16日

社会福祉法人 奈良県社会福祉事業団

監査の結果

診療収入金の収納事務について

(事実認定)

診療収入金の収納において、10件、1,058,110円の職員による不祥事があった。

(指摘事項)

今後、このようなことのないよう内部管理体制を強化し徴収金の取扱いを厳正に行い、収納事務を適正に行うべきである。

措置の内容

診療収入金の収納事務において、納付書等の書類は医事係に、現金は庶務係に、それぞれ別々に引き継ぎ、突き合わせを行うように改めたことにより、厳正に内部チェックのできる体制とした。

今後とも、現金収納事務が適正に行われるよう指導を行っていく。

なお、不正のあった1,058,110円については、平成15年12月12日に県に返還済である。

措置結果通知日 平成16年3月17日

文化観光課

監査の結果

補助事業の実績報告について

(注意事項)

奈良公園周辺交通対策事業補助金について、実績報告書の提出時期が遅延していた。

今後は、要綱に定める提出期限を遵守させるとともに、返還金については速やかに

かに収納すべきである。

措置の内容

平成15年度事業終了時に、補助事業者に対して、補助要綱に基づき実績報告書の提出を行うように指示するとともに、返戻金の戻入についても、早期に行うよう指導した。その結果、平成15年度事業において、要綱に定める提出期限内に報告書が提出され、戻入も早期に行われた。

措置結果通知日 平成16年3月29日

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年5月11日

奈良県監査委員 大 倉 潔
 奈良県監査委員 中 篤 實 男
 奈良県監査委員 浅 川 清 仁
 奈良県監査委員 飯 田 正

西和警察署

監査の結果

公用車使用中における事故について

(注意事項)

公用車使用中における事故の発生が認められた。
 公用車使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全確認、安全運転の徹底を図るべきである。

措置の内容

平成14年9月8日、事故直後に事故関係職員から事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、走行中における安全運転の徹底を図り、交通事故防止に努めるよう指導した。

また、公用車使用中の事故防止については、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき、警察車両運転技能認定審査及び各種専科教養時並びに毎月実施している定例研

<p>修において交通事故防止対策の指導教養を実施した。</p> <p>措置結果通知日 平成16年2月20日</p> <p>高田警察署 監査の結果</p> <p>公用車使用中における事故について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故(4件)の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全確認、安全運転の徹底を図るべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>平成13年12月9日、平成14年6月20日、平成14年8月6日及び平成14年8月16日の事故発生直後において、事故関係職員から事故原因等について詳細に事情聴取するとともに、安全運転の徹底を図るよう指示した。</p> <p>また、幹部に対しては事故直後の幹部会議、署員に対しては毎月の定例署員研修時において公用車使用中の交通事故防止に努めるよう安全確認、安全運転の徹底を指示した。</p> <p>なお、公用車使用中の交通事故防止については、奈良県警察事故防止規程に基づき、安全運転技能認定の取得及び署員研修時において事故事例をテーマにした教養等、機会あるごとに交通事故防止対策の指導教養を実施した。</p> <p>措置結果通知日 平成16年2月23日</p> <p>吉野警察署 監査の結果</p> <p>公用車使用中における事故について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全確認、安全運転の徹底を図るべきである。</p> <p>措置の内容</p>	<p>本件交通事故の発生を受け、事故発生日の翌日(平成15年7月11日)、全署員に対して交通安全運転の誓約書を書かせるとともに、同月実施された定例研修においては、交通事故防止の徹底について特に厳しく指示を行った。また、毎朝実施している朝礼では、全署員が事故防止方策についての意見発表を行い、交通事故防止意識の高揚を図った。</p> <p>さらに、公用車運行前点検時には、事故防止のためのワンポイントアドバイスを行う等、あらゆる機会を通じて事故防止の指導教養を実施し、安全運転の徹底を図った。</p> <p>措置結果通知日 平成16年2月23日</p> <p>天理警察署 監査の結果</p> <p>公用車使用中における事故について</p> <p>(注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故(2件)の発生が認められた。公用車使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全確認、安全運転の徹底を図るべきである。</p> <p>措置の内容</p> <p>事故直後に事故関係職員から事故原因等について詳細に事情取るとともに、平成15年3月24日、及び平成15年7月22日における幹部会議を通じて、また平成15年5月11日、2日及び平成15年8月20日、21日に実施の署員研修において、全署員に対し公用車事故の防止に努めるよう安全運転の徹底を指示した。</p> <p>さらに、公用車使用中の交通事故防止については、奈良県警察職員交通事故防止規程に基づき警察車両運転技能認定審査を受審、及び安全運転講習を受講させるとともに、概ね毎月実施の研修時等において交通事故防止に対する指導教養を実施した。</p> <p>措置結果通知日 平成16年3月15日</p> <p>監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、奈良県教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。</p>
--	--

平成16年5月11日

奈良県監査委員	大倉	潔
奈良県監査委員	中野	實男
奈良県監査委員	浅川	清仁
奈良県監査委員	飯田	正

耳成高等学校

監査の結果

通勤手当の認定について

(注意事項)

自動車で通勤する職員の通勤手当について、通勤距離の認定を誤ったため、過払いが認められた。

適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。

措置の内容

本年度過払い分については、平成15年12月分給料で調整措置をとり、過年度分については、平成16年3月8日に戻入処理が完了した。

なお、以後の認定にあたっては、通勤経路、距離の十分な確認をおこない、誤った認定が起らないように対応する。

措置結果通知日 平成16年3月12日

雑報

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第三条第一項及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第四条第一項の規定に基づき、第十回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。

平成十六年五月十一日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金田 一郎

一 試験期日

1 美容師実技試験 平成十六年七月二十六日(月曜日)から

2 理容師実技試験 平成十六年八月二日(月曜日)から

3 理容師筆記試験、美容師筆記試験 平成十六年九月五日(日曜日)

二 試験地

1 実技試験は、全国四十七都道府県で行い、奈良県では、理容師試験は奈良理容美容専門学校(奈良市西木辻町五七番地の一)で、美容師試験は橿原美容専門学校(橿原市曾我町九一五番地の一)で行います。

2 筆記試験は、次の都道府県で行います。

北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、愛媛県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

三 試験会場

別途配布する「受験の手引」の会場案内図によります。

四 試験事項

1 実技試験

(一) 理容師実技試験

(1) 理容の基礎的技術

ア カッティング

ミディアム分髪スタイルとします。

イ シェービング

ネックシェービング、フェイスシェービング及び顔面処置を含みます。

ウ 整髪

分髪線のある基本整髪とします。

(2) 理容を行う場合の衛生上の取扱

(二) 美容師実技試験

(1) 美容の基礎的技術

ア 第一課題 ワインディング

ノーパート、シンメトリー構成とします。

イ 第二課題 カッティング

グラデーショナルボブスタイルとします。

(2) 美容を行う場合の衛生上の取扱

(三) 実技課題の設定条件(試験時間、技術の条件、モデルウィッグの条件、器具・用具の条件)及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布する「受

験の手引」を参照して下さい。

2 筆記試験

試験課目

- (一) 関係法規・制度
- (二) 衛生管理

(1) 公衆衛生・環境衛生

(2) 感染症

(3) 衛生管理技術

(三) 理容保健又は美容保健

(1) 人体の構造及び機能

(2) 皮膚科学

(四) 理容の物理・化学又は美容の物理・化学

(五) 理容理論又は美容理論

五 試験の免除

1 理容師国家試験

第九回筆記試験又は実技試験に合格した者については、理容師法施行規則第十三条の規定に基づき、その申請により、第十回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除されます。

2 美容師国家試験

第九回筆記試験又は実技試験に合格した者については、美容師法施行規則第十三条の規定に基づき、その申請により、第十回筆記試験又は実技試験は、その合格した試験が免除されます。

六 受験資格

1 理容師国家試験

(一) 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に定める者

(二) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第三条に定める者

(三) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第五条第一項に定める者

2 美容師国家試験

美容師国家試験

- (一) 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第四条第三項に定める者
- (二) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第三条に定める者
- (三) 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第五条第一項に定める者

七 受験の手続

試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出して下さい。

1 すべての受験者が提出する書類等

(一) 受験願書

(二) 写真（提出の前六箇月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の縦五センチメートル、横四センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入して下さい。）

(三) 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へ貼り付けて下さい。）

(四) 受験票（表面に氏名、現住所、受験地を記入したもの。）

(五) 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本

2 六の1の(一)、(三)又は六の2の(一)、(三)に該当する者が提出する書類

次のいずれかの書類を提出して下さい。

(一) 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設、美容師養成施設の卒業証明書、又は卒業見込証明書

なお、卒業見込証明書を提出した者については、平成十六年九月十六日（木曜日）までに卒業証明書を提出して下さい。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効とします。

(二) 第九回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

3 六の1の(二)又は六の2の(二)に該当する者が提出する書類

(一) 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書、又は第九回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

(二) 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書、又は第九回理容師国家試験結果通知書、美容師国家試験結果通知書

4 試験の免除を受ける者が提出する書類

第九回理容師国家試験、美容師国家試験の筆記試験合格証明書又は実技試験合格

証明書

八 受験に関する書類の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成十六年六月十四日(月曜日)から同月十八日(金曜日)までの午前十時から午後四時まで。

2 提出先

財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部

(奈良市三条大宮町一番一二号)

3 提出方法

受験に関する書類は、原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「美容師国家試験受験願書」又は、「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付して下さい。この場合、平成十六年六月十八日(金曜日)までの消印のあるもの限り受け付けます。

4 受験に関する書類は、受付後は返却しません。

5 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。

6 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、受験に関する書類を提出した財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部へ直接申し出て下さい。

九 受験手数料

実技試験を受験する場合の受験手数料一三、〇〇〇円、筆記試験を受験する場合の受験手数料九、六〇〇円は、原則として銀行振込又は郵便振替(財団法人美容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。)により納付して下さい。

この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。

十 受験票の交付

1 受験に関する書類を持参した場合は、後日に送付します。

2 受験に関する書類を郵送した場合は、財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部から受験者あてに受験票に記載された現住所へ直接送付します。

十一 合格者の発表

試験に合格した者の発表は平成十六年九月三十日(木曜日)午前九時に財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。

す。

また合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。

十二 受験の手引等の配布

受験の手引、願書用紙、写真台紙及び払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部まで申し出て下さい。

配布の期間は、平成十六年五月十日(月曜日)から同年六月十一日(金曜日)までの期間の午前九時から午後五時までとします。ただし、この期間の土曜日、日曜日は除きます。

なお、郵送を希望する者は、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角型二号、縦三三三ミリメートル、横二四〇ミリメートル)に二四〇円の郵便切手を貼り付けたものと希望する手引きの種類区分等を記載したものを添えて、左記支部まで申し出て下さい。

配布の期間に限り受け付けます。

十三 試験についてのお問い合わせ

財団法人美容師美容師試験研修センター奈良県支部

(奈良市三条大宮町一番一二号)

電話 〇七四二一三三一四八〇二

【定 価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。